

道路除雪業務処理要領

第 1 適用範囲

- 1 この要領は、総合振興局建設管理部及び留萌振興局建設管理部が契約する、道路除雪業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 業務の処理に係る事項は、委託契約書によるほか、本要領によるものとする。
- 3 受託者は、本要領の適用に当たっては、「道路除雪業務担当要領」（以下「担当要領」という。）及び「道路除雪業務検査要領」に従った連絡指導・検査体制の下で、信義に従って誠実に業務を履行しなければならない。

第 2 法令の遵守

受託者は、道路法、道路交通法、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）及びその他当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受託者の責任において行わなければならない。

第 3 委託路線

業務委託路線の区間、種別、実施工種、確保幅員等は、設計図書の定めによる。

第 4 契約図書に基づく処理方法

- 1 受託者及び業務担当員は、契約図書に示された指示、承諾、協議等については、特に様式が定められているものを除き、打ち合わせ簿（「担当要領」様式－3）で行わなければならない。
なお、打ち合わせ簿については、双方が押印又は署名した原本を委託者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。
- 2 受託者は、契約図書において業務担当員の立会いの上、実施すると指定された事項においては、あらかじめ立会願書（「担当要領」様式－8）を業務担当員へ提出しなければならない。

第 5 業務処理計画書

- 1 契約書第4条に定める業務処理計画書は、業務履行前に業務を履行するために必要な手順や方法等について定め、業務担当員に提出しなければならない。
- 2 受託者は、業務処理計画書を遵守して業務を履行しなければならない。
- 3 業務処理計画書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 業務組織表
 - (2) 除雪機械等の配置計画及び除雪経路、新雪除雪所要運行時間表（一般的降雪時）
 - (3) 除雪作業方法
 - (4) 異常時、夜間、緊急時の連絡体制、連絡方法及び業務処理体制
 - (5) 除雪機械運転員等の氏名、年齢、免許、資格及び経歴
 - (6) 安全管理、訓練、講習等の具体的計画
 - (7) その他
- 4 受託者は、設計図書及び業務処理計画書の内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、変更計画書を提出しなければならない。
- 5 仮設物は設計図書に指定されたものを除き、受託者の責任において決定するものとする。
- 6 安全施設は、設計図書に指定されたものを除き、受託者の責任において決定するものと

し、施設は、「北海道建設部土木工事共通仕様書」（北海道建設部制定）（以下「共通仕様書」という。）に示す「安全管理」に準じたものとする。

第6 業務処理責任者等

- 1 受託者は、業務の処理について業務処理責任者及び主任技術者を定め、業務処理責任者等選定通知書（第1号様式）により、委託者に通知するものとする。
- 2 主任技術者は、当該地域における業務について、概ね5年以上の経験を有する者でなければならない。
- 3 業務処理責任者は、契約図書に基づき、業務の管理及び統括を行うものとする。
- 4 業務処理責任者は、業務の処理に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第7 再委託

- 1 契約書第8条第1項に規定する「主な部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいい、受託者は、これを再委託することはできないものとする。
- 2 受託者は、契約書第8条第3項に規定する業務以外の再委託に当たっては、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 契約書第8条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、書類整理等に係る事務作業をいい、受託者は、この部分の再委託に当たっては、委託者の承諾を必要としないこと。
- 4 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託承諾願（第1号様式その3）を業務担当員へ経由し、委託者に提出しなければならない。
- 5 受託者は、業務の一部を再委託する場合には、書面により再委託する者（以下「協力者」という。）との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し、業務の実施について、適切な指導と管理の下に、これを実施しなければならない。
- 6 協力者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者をいう。以下同じ。）でない者、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていない者でなければならない。

第8 事前準備

- 1 受託者は、契約後速やかに委託路線等の路面及び施設等の次の状況を調査把握し、業務担当員と業務内容、実施方法等について協議を行うものとする。

ただし、契約書第2条第2項に基づく災害、その他やむを得ない事由による他の路線の業務を行う場合は、この限りでない。

- (1) 橋梁ジョイント、マンホール蓋、排水蓋、凹凸等の路面状況
- (2) 道路工作物、占用物件の位置等の作業の支障箇所
- (3) 人家、沿道工作物、歩道、投雪場所、堆雪スペース、雪崩危険箇所等の沿道状況
- (4) 雪堆積場、運搬経路
- (5) 構造物からの落雪箇所等交通に危険が予測される箇所

- (6) その他
- 2 受託者は、必要箇所にスノーポールを設置するとともに、橋梁、防護柵、マンホール蓋、縁石等の作業の支障となる箇所には標示板を設置し、工作物や除雪車の破損防止措置を講じなければならない。この場合において、前項ただし書きの規定を準用する。
 - 3 業務に使用する車両
 道路上で作業を行う車両については、道路交通法第41条第4項で定める措置を行った車両でなければならない。
 また、受託者は、道路交通法施行令第14条の2第2号に該当する車両については、必要事項を業務担当員に提出すること。
 なお、特別の理由によりこれ以外の車両を使用する場合は、事前に業務担当員に協議を行うこと。
 - 4 業務担当員は、必要があると認めるときは、受託者に現場の調査を行わせ、図面、数量調書、その他必要な図書等の作成及び提出を求めることができる。
 なお、費用についてはあらかじめ受託者と協議するものとする。

第9 道路情報等の通知

- 1 委託者の収集した道路及び道路附帯施設の状況に関する情報のうち、受託者が業務を処理するために必要と認められるものは、遅滞なく受託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、通知された情報について、この要領に基づき、遅滞なく業務を処理するものとする。

第10 用地等の使用

- 1 委託者から業務用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2 業務処理上、受託者が必要とする作業用地については、受託者の責任において確保するものとする。
 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）の適用を受ける材料・資材の一時保管場所等の作業用地については、業務担当員と協議すること。
- 3 受託者は、業務の履行上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受託者は、第1項に規定した業務用地等の使用終了後は、設計図書の定めのある事項又は業務担当員の指示に従い復旧の上、直ちに委託者に返還しなければならない。
 また、業務の途中において、委託者が返還を要求したときも同様とする。

第11 業務の運転員

- 1 業務で使用する除雪機械の運転に必要な免許・資格は、次のとおりとする。

機械名	所有すべき免許及び資格		助手	備考
除雪トラック	大型免許		要	
除雪グレーダ	大型特殊免許	車両系建設機械運転技能講習修了又は同等以上の資格	要	使用機種が一人乗りの場合、助手不要
ロータリ除雪車	大型特殊免許		要	除雪幅1.6m以下助

				手不要
除雪ドーザ	大型特殊免許	車両系建設機械運転技能講習修了又は同等以上の資格	否	
バックホウ	大型特殊免許	〃	否	
小形除雪車	大型特殊免許		否	
凍結防止剤散布車	普通免許		要	車両総重量3.5t未満 ※車両総重量に限定のある免許を取得した者は、その車両総重量を適用する
	準中型免許		要	車両総重量7.5t未満
	中型免許		要	車両総重量11t未満
	大型免許		要	車両総重量11t以上

- 2 除雪機械の運転に当たっては、その構造形状、機能等を十分に熟知していなければならない。
- 3 除雪作業の安全を確保するため、指定する除雪機械には、原則として助手を同乗させなければならない。
- 4 助手は、除雪作業、機械操作、誘導、交通整理等を習熟している者とする。
- 5 助手は、必要に応じて誘導員を兼ねるものとする。

第12 雪道巡回要員

- 1 雪道巡回は、運転要員一人乗車を基本とするが、必要に応じて運転要員と巡視要員の二人乗車とすることができる。
- 2 雪道巡回に従事する者は、道路状況、除雪作業等に精通した者としなければならない。
- 3 雪道巡回要員に必要な免許・資格・経歴は、次のとおりとする。

区分	免許・資格・経歴
運転要員	・普通自動車運転免許（準中型自動車運転免許、中型自動車運転免許、大型自動車運転免許を含む）
巡視要員	・当該地域における業務について、概ね3年以上の経験を有するものであること。

第13 作業工種

業務の主な作業工種、作業概要は、次のとおりとする。

なお、実施に当たっては、あらかじめ業務担当員と協議するものとする。

工種区分		作業概要
一般除雪	新雪除雪	路面の積雪を路側に排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や硬い圧雪が形成される前に作業を実施し、プラウによる比較的高速作業が可能な状態をいう。
	路面整正	路面上に形成された圧雪や氷盤の除去や、わだち掘れした圧雪の不陸を切削し、平滑化する作業をいう。また、路面の積雪を完全に除去し、圧雪の

		形成を防止するため、新雪除雪と同時施工を行う場合もある。
	拡幅除雪	所定幅員や次期堆雪スペースの確保、吹き溜まりの防止等のため、路側に堆積した雪を路側のさらに外側に排除したり、雪堤に積み上げたりする作業をいう。
	運搬排雪	市街地や人家連たん部等の堆雪スペースの狭い箇所、降雪や除雪作業によって雪堤が成長して路側への堆雪・拡幅余地がなくなったとき、堆積した雪を所定場所に運搬・排除して幅員や堆雪スペースを確保する作業で、車道部の堆雪のみを排除する拡幅排雪と歩道部を含めた堆雪を排除する全面排雪、交差点部等の局所の堆雪のみを排除する局部排雪がある。なお、雪堆積場の整正管理も含まれる。
	歩道除雪	歩道上の積雪を排除し、又は歩道路面を平滑に保ち、歩行者の歩行に支障のないスペースを確保する作業をいう。
	薬剤散布	路面の凍結や圧雪化の防止、氷盤化した圧雪の融解のため、機械又は人力で薬剤を散布する作業をいう。（防滑剤を散布する作業を含む。）
	附帯除雪	機械による除排雪が不可能な箇所の作業、融雪時の水切作業、各種標識・スノーポールを設置・補修作業、氷柱除去作業等、その他人力による作業をいう。

第14 雪道巡回区分

雪道巡回は、次の下表に掲げる監視項目、監視事項及び実施方法に基づき、実施するものとする。

なお、実施に当たっては、あらかじめ業務担当員と協議するものとする。

(1) 通常巡回（一人又は二人乗車）

監視項目	監視事項	実施方法
1 道路状況	・路面の状況。異常がある場合はその状況	車上からの目視
	・凍結の有無。異常がある場合はその状況	車上からの目視
	・冬期道路交通の状況及び雪塊等障害物の有無。異常がある場合はその状況	車上からの目視
	・降雪・積雪の状況。これらの影響による雪崩等危険箇所の状況。異常がある場合はその状況	車上からの目視
	・吹き溜まり及び雪堤等障害の有無。ある場合はその状況	車上からの目視
	・路肩の堆雪状況。危険がある場合はその状況	車上からの目視
2 橋梁	・下路橋の着雪・着氷の有無及び落下の恐れ。ある場合はその状況	車上からの目視
3 トンネル等	・トンネル内の凍結の有無。ある場合はその状況	車上からの目視
	・坑口部の着雪・着氷の有無及び落下の恐れ。ある場合はその状況	車上からの目視
4 道路標識及び道路情報板等	・大型道路標識等の着雪・着氷及び落下の恐れの有無。ある場合はその状況	車上からの目視
5 立体横断施設	・着雪・着氷及び落下の恐れの有無。ある場合はその状況	車上からの目視
6 防雪施設	・防雪柵・雪崩柵・ロードヒーティング等の防雪施設の状況。異常がある場合はその状況	車上からの目視

7 歩道	・路面の状況。異常がある場合はその状況	車上からの目視
------	---------------------	---------

(2) 異常時巡回（二人乗車）

監視項目	監視事項	実施方法
道路・交通状況	・道路及び周辺の吹き溜まり、雪崩等の状況。異常がある場合はその状況 →過去に発生履歴のある箇所 →その他の箇所	徒歩による目視 車上からの目視
	・通行車両等の被害状況。ある場合はその状況	車上からの目視
	・交通規制の状況。支障がある場合はその状況	車上からの目視
	・道路の構造に及ぼす危険の状況。ある場合はその状況	車上からの目視
	・交通の危険及び妨害の状況。ある場合はその状況	車上からの目視
	・通行止め区間の取り残し車両等の確認及び誘導	
	・その他指示された事項	車上から又は徒歩による目視

2 雪道巡回の区分ごとの実施頻度については、下表のとおりとする。

監視項目	監視事項	頻度	備考
通常巡回	市街地	必要の都度 (除雪出動判断等)	気象状況に応じて実施。 閉庁日を含む。
	その他の区間		
異常時巡回	必要な区間	異常気象時等	気象状況に応じて実施 閉庁日を含む。

(注) 定期的な巡回が必要なケースについては、特記仕様書による。

第15 業務の準備

- 1 受託者は、常に異常気象等の気象情報に留意しなければならない。
- 2 受託者は、受託路線の路面状況等を把握しておかなければならない。
- 3 受託者は、常に業務を実施できるよう、準備体制を整えておかなければならない。
- 4 受託者は、業務を効率的に実施するため、必要に応じて、又は下記の状況になった場合は雪道巡回を実施し、路線の状況を把握しなければならない。
 - (1) 断続的な降雪により、路面の積雪状況が不明なとき。
 - (2) 局地的な降雪や風雪、地吹雪等により、吹き溜まりの発生が予測されるとき。
 - (3) 大量の降雪があった後や急激な気温上昇、降雨があったとき。
 - (4) 基準に達しない降雪が連続して圧雪が成長したり、路面に不陸やわだち掘れの兆候がみられるとき。
 - (5) 雪堤の成長によって幅員が狭くなったり、交差点等の見通しが悪くなったとき。
 - (6) 凍結路面の発生が予測されるとき。
 - (7) 関係機関、住民等から情報提供があったとき。
 - (8) 業務担当員の指示によるとき。
 - (9) その他交通障害が発生したとき、又はその恐れがあるとき。
- 5 受託者は、業務を効率的に実施するため、必要がある場合には公物の調査を実施し、その状況を把握しなければならない。
- 6 受託者は、隣接及び関連する業務又は工事の施工業者と相互に協力し、業務の支障とならないよう処理しなければならない。

第16 業務処理状況報告

- 1 受託者は、除雪作業を実施しようとするときは、降雪量、天候、路線、区間、工種、使用機械、作業開始予定時間をファクシミリ又は電話、若しくは電子メールで業務担当員に報告しなければならない。
- 2 受託者は、作業を実施した場合は、作業終了後速やかに作業時間及び交通確保状況等をファクシミリ又は電話、若しくは電子メールで、業務担当員に報告しなければならない。
- 3 受託者は、除雪作業を実施した場合は、除雪機械運転日報（第2号様式）（タコグラフの写しを含む）、人力除雪作業日報（第3号様式）、運搬排雪作業日報（第4号様式）を作成し、提出しなければならない。（除雪日報作成支援システムを使用した簡素化様式の試行を実施している箇所（以下「日報簡素化試行箇所」という。）については、簡素化様式による提出を可とし、その場合はタコグラフの写しの提出は不要とする。なお、タコグラフについては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条に基づき、各社にて1年間保管とする。）
- 4 受託者は、巡回を実施した場合は、巡回日報（第6号様式）を作成し、点検結果を記録して提出しなければならない。（日報簡素化試行箇所については、簡素化様式による提出を可とする。）
また、必要に応じて路面、交通障害、危険箇所等の写真を撮影し、巡回日報に添付しなければならない。（撮影頻度等については、第21確認写真の撮影による。）
- 5 受託者は、毎月10日、20日及び月末の3回、除雪業務処理状況報告書（第5号様式、第5号様式その2）を作成し、上記3及び4の各種日報とともに提出しなければならない。
- 6 上記3～5の除雪機械運転日報等は、北海道が別途配布する除雪管理システムで作成し、提出時には電子データを添付しなければならない。（除雪管理システムWeb化の試行を実施している箇所については、本システムでのデータ送信による提出を可とする。）

第17 実績報告

- 1 受託者は、委託期間終了時、又は委託料の支払いを請求する時は、実績報告書（第7号様式）に下記の書類を添付の上、業務担当員に提出して確認を受けること。
添付書類
（1） 第7号その2 実績内訳書
（2） 第7号その3 実績確認調書

第18 実施基準

受託者は、業務の実施について、設計図書に特別な定めがある場合を除き、次の基準によるものとする。

なお、実施に当たっては、業務担当員と協議を行うものとし、協議の内容について、速やかに打ち合わせ簿（「担当要領」様式-3）を作成し、業務担当員に提出しなければならない。

1 作業時間帯

- （1） 除雪作業の始業時刻及び終業時刻は、工種毎に、設計図書に定める。
- （2） 除雪作業は、交通が混雑する時間帯を極力避けること。
- （3） 原則として、通勤・通学の時間帯までに作業を完了しなければならない。

やむを得ずこの時間帯に掛かったときは、状況に応じ作業を一時中断する等の措置を講じること。

2 出動基準

(1) 受託者は、下表の基準に達したとき除雪作業を実施するものとする。

ただし、事前協議が必要な工種については、業務担当員と実施日時、区間、作業方法、使用機械、予定時間等を協議して実施しなければならない。

区分		出動基準	事前協議				
新雪除雪		1 車両の安全な通行を確保するため、道路の利用状況に応じて、原則として、ほぼ連続した降雪があり、新たな積雪が下表の基準に達したとき。 <table border="1"><tr><td>昼夜</td><td>摘要</td></tr><tr><td>10cm以上</td><td></td></tr></table>	昼夜	摘要	10cm以上		不要
		昼夜	摘要				
		10cm以上					
2 前項に定める基準のほか、気象情報、路面状況、降雪強度等を総合的に判断し、概ね下記のような場合のとき。 (1) 今後の降雪により、積雪が10cmを超えることが予想される場合。 (2) 交通量が多く、圧雪による交通障害の発生が予想される場合。 (3) 風雪や地吹雪等による吹き溜まりの発生が予想される場合。							
3 業務担当員の指示によるとき。							
一般除雪	路面整正	1 わだちやアイスバーン等の発生により、車両の安全な走行ができないと判断した場合で、概ね下記のような路面状況になったとき。 (1) 新雪除雪作業の実施後にも降雪があり、路面に圧雪が厚く残った場合。 (2) 新雪除雪の出動基準に達しない降雪が断続的に続き、路面の圧雪が成長した場合。 (3) 昼夜の気温差により、路面の圧雪が凍結融解を繰り返した場合。 (4) 気温の急激な上昇や、降雨により圧雪が崩壊した場合。 2 業務担当員の指示によるとき。	必要				
	拡幅除雪	1 車道横の雪山が高くなって幅員が狭くなる等、車両の安全な走行ができないと判断した場合で、概ね下記のような状況になったとき。 (1) 雪堤が成長し、所定の幅員及び車線数の確保が困難となったとき。 (2) 雪堤が高くなって見通しが悪く、交通に支障が出ると判断した場合。 (3) 次期降雪時の堆雪スペースの確保が困難となるおそれがあるとき。 2 業務担当員の指示によるとき。	必要				
運搬排雪		1 市街地で車道横の雪山が高く堆雪余裕もない等、安全な住民の生活や交通の確保ができないと判断した場合、又は路線の平均雪堤高が概ね2.0m程度となった場合。 2 主要な交差点部において、車道横の雪山が高く堆雪余裕もない等、安全な交通が確保出来ないと判断した場合。	必要				

	3 業務担当員の指示によるとき。	
歩道除雪	1 歩行者の安全な通行を確保するため、原則として、ほぼ連続した降雪で、積雪が概ね10cmを超えた場合。 2 風雪や地吹雪等による吹き溜まりの発生が予想される場合。 3 路面状態（有効幅員、凹凸状等）によって歩行が困難と判断される場合。 4 業務担当員の指示によるとき。	新雪時 不要 その他 必要
薬剤散布	1 路面凍結や凍結が予想される等、交通障害発生の恐れがあると判断される場合に滑り止め対策を実施。 (1) 事前散布：12時間予測、当日の気象状況、路面状態などから路面凍結が予想され、概ね下記のような場合。 ① 降雪量が新雪出動基準に達しない場合で、圧雪が形成されて路面凍結する恐れがあるとき ② 日中の降雪や融雪により、路面や圧雪表面が湿潤状態になり再凍結の恐れがあるとき。 (2) 応急散布：路面凍結の発生やその恐れがあるとき、又は車両の円滑な走行が困難となる恐れがあるとき。 2 業務担当員の指示によるとき。	応急時 不要 その他 必要
附帯除雪	1 人力による作業が必要な事象が発生したとき。 2 業務担当員の指示によるとき。	必要

第19 実施方法

1 除雪目標

除雪作業による交通確保目標は、路線の区分に応じて次のとおりとする。

区分	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 異常降雪時には、極力2車線確保を図る。
第2種	300台以上～ 1,000台/日未満	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。 状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。
歩道除雪		所定の幅員を確保する。 異常降雪時は、降雪後速やかに歩行に支障のない幅員を確保する。

2 作業方法

(1) 除雪作業水準

工種	作業水準	路面管理水準
新雪除雪	1 所定の幅員を確保すること。	(圧雪厚)

	2 路面は、圧雪が厚く形成されないように仕上げるものとし車両の走行に支障があってはならない。 3 既に圧雪化している部分があるときは、路面整正を同時に行い、作業直後に路面整正を再度行うことがないように仕上げる。	第1種、 5cm以下 第2種、 5cm以下 第3種、 10cm以下
路面整正	1 段差、凹凸が生じないように仕上げるものとし、車両の走行に支障があってはならない。 2 交差点等、路面にウィンドロウを残さないよう路側まで押し付けて仕上げる。	
拡幅除雪	1 所定の幅員を確保すること。 2 沿道家屋や隣接地、作工物に支障がないよう、段切り、横押し、積上げ等の工法により次の除雪作業に必要なスペースを確保するよう仕上げるものとする。	
運搬排雪	1 路側等の堆雪を排除し、路面に通行上支障となる段差が生じないように仕上げなければならない。 2 カット排雪は、必要な車道幅員を確保するよう、仕上げなければならない。 3 拡幅排雪は、縁石が見える程度まで切り込み、必要に応じて雪堤の頭落としをして仕上げなければならない。 4 積み込み時にこぼれた雪を路面上に残さないこと。 5 雪堆積場は、排雪運搬車の支障とならないよう整正しなければならない。	
歩道除雪	1 所定の幅員を確保すること。 2 路面は歩行上支障となる段差が生じないように、仕上げなければならない。	搭乗式機械 10cm以下 その他 20cm以下
附帯除雪	1 附帯除雪は、各作業の目的に応じて仕上げるものとし、業務担当員の指示によるものとする。	
薬剤散布	1 事前散布の散布量は $20g/m^2$ を標準とする。 2 応急散布は $20\sim 40g/m^2$ とし、防滑剤は効果が出るよう適量を散布すること。 3 過剰散布とならないよう留意すること。	

(2) 運搬排雪

- ① 受託者は、排雪作業を実施するときは、具体的な日時・区間・使用機械・運搬車台数・運搬経路・交通規制方法等について業務担当員と協議の上、作業を実施するものとする。
- ② 排雪作業を実施する場合は、交通誘導員を配置し作業の安全を確保しなければならない。
- ③ 原則として、積み込み機械1台につき、2名以上の交通誘導員を配置しなければならない。
- ④ 雪堆積場の場所や条件は特記仕様書に定める。
- ⑤ 受託者は、排雪作業中、雪堆積場に管理用員を配置し、搬入車両の確認及び車両の出入に伴う安全管理を行うとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

- ⑥ 排雪運搬車に取り付ける側板は、雪のこぼれ止めや飛散防止装置であるため、固定的な装置と認められないものとし、側板の高さは荷台アオリから左側60cm、右側80cm以内、長さは荷台全長を超えないものとする。

また、側板の取付金具は総重量100kg以下とし、ボルトは溶接及びリベット等の恒久的な取付方法ではなく、容易に取り外せるものとする。

- ⑦ 排雪運搬車の側面に「北海道運搬排雪車」及び会社名を標示しなければならない。

- ⑧ 側板を取付けた車両を土砂や砂利等の運搬に使用してはならない。

(3) 歩道除雪

- ① ハンドガイド式除雪機を使用する場合は、歩道除雪機安全対策指針（案）の規定によること。

- ② 日中の歩行者が多い時間帯に作業をする場合は、誘導員を配置しなければならない。

(4) 薬剤散布

- ① 薬剤散布の実施時期、方法及び散布量は、業務担当員の指示によるものとする。

- ② 使用する薬剤の種類、規格、成分等は、業務担当員の指示によるものとする。

- ③ 散布にあたっては、一般車両や歩行者、路外への粒剤の飛散に十分留意しなければならない。

- ④ 薬剤等の積み込み量は必要量を十分考慮して1回で使い切る量とし、ホップ内に薬剤が残った場合は、排出及び清掃を必ず行うこと。

(5) 保安施設

保安施設は、任意仮設とし、共通仕様書に準じたものとする。

(6) その他

他の道路との交差点では、段差が生じないように、摺り付けして仕上げること。

第20 実施状況管理

業務の実施状況の管理方法については、原則下記によるものとし、事前に業務担当員の指示を受けること。

工種	種別	測定単位	測定方法	測定基準	摘要
新雪除雪 路面整正 拡幅除雪 運搬排雪 歩道除雪 薬剤散布	機械除雪	時間（分）	タコグラフまたは 施工記録装置	出勤日 1回	タコグラフを運転日報に添付（コピーによる提出） （日報簡素化試行箇所は添付不要）原本は運行管理者が保管
薬剤散布	薬剤、砂等	重量（kg）	空袋の数等による	散布毎	
運搬排雪	排雪量	体積（m ³ ）	雪捨場搬入回数	作業日毎	積載量×運搬回数
附帯除雪	人力作業	時間（分）	工種毎出来高量	作業日毎	人工数×時間

第21 確認写真の撮影

- 1 実施状況管理写真の撮影は、次によるものとする。

工種	撮影区分	撮影種目	撮影管理
----	------	------	------

新雪除雪 歩道除雪 路面整正 拡幅除雪	作業状況写真	作業中の状況写真 安全管理関係写真	1) 撮影頻度 ・工種毎、作業●回に1回程度の撮影とする。作業回数(●)については、以下の算式で算出された回数とする $151 / \text{各工種実施路線数}$ (少数第1位四捨五入整数止め) (10を超える場合10を上限) 2) 撮影内容は、作業前・作業中・作業後とする なお、作業前写真については、雪道巡回時に撮影した状況写真を用いても可とする 3) 1シーズンで、実施している全ての工種について各路線1回以上の撮影を目標とし、撮影路線に偏りが生じないように留意すること
	実施状況確認写真	作業前の状況写真 幅員、路面状況写真 作業後の状況写真	
運搬排雪	作業状況写真	作業中の状況写真 雪堆積場状況写真 安全管理関係写真	1) 撮影頻度 ・作業前(堆積状況、雪堤計測)、作業中、作業後(幅員、路面、雪堤計測)の確認写真 ・運搬排雪1回・1路線毎に3枚程度とし、300m未満の路線については1枚程度とする ・作業後の雪堤計測写真は、カット排雪のみ撮影する ・幅員写真は作業後のみ、路線毎に1枚程度の撮影とする 2) その他の作業状況写真 ・雪堆積場写真は、運搬排雪1回につき作業前、作業中、作業後各1枚程度とする ・交通誘導等の安全管理に関するものは実施に応じた撮影とする ・ダンプ空積み写真は積載重量毎(4t、10t等)に1枚の撮影とする ・積載状況写真は1作業につき最初、中間10台毎1台、最後車両の撮影とし、撮影は車両後方からとする
	実施状況確認写真	堆積状況写真 幅員、路面状況写真 雪堤計測状況写真 作業後の確認写真 ダンプ空積み、積載状況写真	
附帯除雪	作業状況写真	作業中の状況写真 安全管理関係写真	1) 撮影頻度 作業毎、週1回分撮影 2) 撮影内容は作業前、作業中、作業後とする。

	実施状況確認写真	作業前の状況写真 作業後の状況写真	なお、作業前写真については、雪道巡回時に撮影した状況写真を用いても可とする。 3) 出動回数の少ない工種については必ず撮影すること。
薬剤散布	作業状況写真	作業中の状況写真 安全管理関係写真	○機械散布（新雪除雪に準ずる） 1) 撮影頻度 工種毎、作業●回に1回程度の撮影とする。作業回数（●）については、以下の算式で算出された回数とする 151/各工種実施路線数 （少数第1位四捨五入整数止め） （10を超える場合10を上限） 2) 撮影内容は、作業前・作業中・作業後とする なお、作業前写真については、雪道巡回時に撮影した状況写真を用いても可とする 3) 1シーズンで、各路線1回以上の撮影を目標とし、撮影路線に偏りが生じないように留意すること ○人力散布（附帯除雪に準ずる） 1) 撮影頻度 ・作業毎、週1回分撮影 2) 撮影内容は作業前、作業中、作業後とする なお、作業前写真については、雪道巡回時に撮影した状況写真を用いても可とする 3) 出動回数の少ない工種については必ず撮影すること ○その他 ・薬剤積み込み状況写真は、シーズンで1枚以上撮影のこと ・空袋写真は1作業分を月1回撮影すること
	実施状況確認写真	路面状況写真 薬剤積み込み状況写真 空袋、作業後の状況写真	
雪道巡回	現地状況写真	現地状況写真 （作業前の状況写真）	1) 撮影頻度 ・除雪作業実施路線毎、1枚撮影を原則とする 2) 除雪作業内容を意識した撮影に努める 3) 撮影した写真については、各種作業前写真に用いても可とする

※撮影頻度等については、上記を標準とするが、降雪等の状況により業務担当員と協議すること

2 受託者は、撮影した実施状況管理写真は、路線、作業日、工種毎に整理し、業務処理状況報告書に添付して、業務担当員に提出しなければならない。

3 降雪状況写真について、管理写真とは別に下記の内容を撮影することとする。

工種	撮影区分	主な撮影内容	留意事項
新雪除雪	○作業前、作業中、作業後	・作業前：走行に支障が生じている写真 ・作業中：雪を飛ばしている状況が判る写真	(共通事項) 1) 黒板、撮影年月日が写っていない写真を提出 2) 撮影に際し、適切な距離を保持し撮影（近接しすぎないように） 3) 提出の拡張子はjpgとする
路面整正	○作業前、中・後を1セットとし、各建設管理部1工種当たり3箇所程度とする	・作業前：わだち掘れが確認出来る写真 ・作業後：整正された路面が判る写真	
拡幅除雪		・作業前：幅員狭小や車両のすれ違い困難な状況が確認出来る写真	
運搬排雪		・作業前：雪堤高及び幅員狭小や視距が確保されていないことが確認出来る写真	
薬剤散布		・作業前：凍結路面やスリップ状況が確認出来る写真 ・作業中：散布状況が判る写真撮影に努める	
その他	○冬季状況写真 ○撮影枚数は適宜	・交通渋滞、すれ違い困難、歩行者の車道通行、路肩幅狭小、交差点部混雑状況等、冬季に難儀している写真 ・ロードヒーティング、定置式凍結防止装置、防雪柵、スノーポール等、雪寒・防雪施設の施設効果の判る写真 ・連絡調整会議、冬期ボランティアサポートプログラム、流雪溝投雪など活動状況写真	

※撮影内容等の詳細については、10月末までに別途通知するものとする。

なお、提出については1シーズン2回（1月、2月）を標準とするが、降雪等の状況により追加依頼する場合がある。

第22 安全管理

1 受託者は、業務に従事する者全員に対し、事前に安全講習、訓練等を実施しなければならない。

2 業務にあたっては、通行人や通行車両に十分注意を払い、一般交通の安全を確保しなければならない。

特に、路上で一般交通を遮断せずに行う場合は、一般交通に影響を及ぼさないことはも

とより、業務の安全を確保することとする。

- 3 受託者は、業務実施に影響を及ぼす事故や人身事故、第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を業務担当員に報告しなければならない。
- 4 投雪、飛雪方向・距離を十分考慮し、歩行者や沿道施設に損傷を与えたり、雪崩を発生させることの無いよう作業しなければならない。
- 5 除雪機械の後退時や狭隘箇所、見通しの悪い箇所、日中の2次的作業等、危険が予測される作業時には、助手は必ず車外に降り、周囲の安全を確保しなければならない。
- 6 異常降雪や地吹雪等によって視界が悪化し、作業の安全確保が困難と判断される場合は作業を一時中止し、業務担当員に報告して指示を受けること。
- 7 受託者は、安全巡視員を常駐させ、作業区間内における巡視や点検、連絡調整等を行い、安全確保に努めなければならない。
- 8 降雪作業に従事する車両及び機械は、道路交通法施行令第14条の3に基づき、黄色の灯火をつけなければならない。
- 9 除雪機械には、作業を明示する「作業中注意」等の標識を設け、通行人や通行車両等に作業中の危険を標示しなければならない。
- 10 受託者は、作業従事者の健康管理に十分留意するとともに、長時間の連続作業となる場合は、適宜交代要員を配置する等、過労防止に努めなければならない。
- 11 受託者は、除雪機械の作業中の故障に備え、修理に必要な部品材料及び体制を確保しておかなければならない。
- 12 作業に伴って交通規制が必要な場合は、事前に業務担当員に報告すること。

第23 貸与機械

- 1 貸与機械の引き渡し、返納期日、場所及び使用路線、用途等は特記仕様書による。
- 2 受託者は、貸与機械の運転に際し、その性能、機能、特性、操作方法等を熟知して行わなければならない。
- 3 受託者は、貸与機械の点検整備は、道路運送車両法の自動車点検基準及び当該機械の取扱説明書により運行前後の点検を必ず行わなければならない。
- 4 受託者は、常に整備、清掃、雪氷除去を行い、機械を良好な状態に保持しなければならない。
- 5 受託者は、貸与機械の通常の使用に係る消耗部品（タイヤを除く。）、油脂類等の交換に係る費用を負担するものとする。
- 6 受託者の責めに帰すべき理由によって貸与機械を破損した場合、又はこれに付随して発生した動力伝達系、機関、除雪装置等の故障に係る修理費用は受託者が負担するものとする。
- 7 委託者は、貸与機械の故障の原因が、経年劣化や消耗である場合は、委託者がその修理費用を負担するものとする。
- 8 受託者は、油脂類、作動油の交換に当たっては、当該機械のメーカーが指定する規格、品質のものを使用し、取扱説明書に基づき行うものとする。
- 9 受託者は、貸与機械を修理する場合、事前に業務担当員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 10 受託者は、貸与機械を他の用途に使用してはならない。

第24 貸与施設

- 1 貸与施設、備品の引渡、返還期日等は特記仕様書による。
- 2 貸与施設に付帯する光熱水料等の一切は受託者の負担とし、これらの経費のうち、委託者が徴収するものは特記仕様書による。
- 3 受託者は、貸与施設の管理責任者を定め、火気の始末、施錠等の施設の保安管理に努めなければならない。
- 4 受託者は、貸与施設を常に良好な状態で使用しなければならない。
- 5 貸与施設を改造し、又は改築若しくは模様替えしてはならない。
ただし、委託者の承認を受けた場合はこの限りでない。
- 6 貸与施設又は貸与備品を修繕しようとするときは、業務担当員に報告して指示を受けなければならない。この場合における費用の負担は、委託者と受託者が協議するものとする。
- 7 受託者は、貸与施設を使用する場合には、施設相当額の火災保険に加入（委託者において火災保険を付している施設を除く）し、保険契約関係書類の写しを業務担当員に提出しなければならない。なお、施設相当額（保険額）については、業務担当員と協議するものとし、受取人は受託者とする。

第25 自動車損害賠償保険

- 1 この業務にて公道上で使用する機械及び車両は、すべて任意自動車損害賠償保険に加入しているものでなければならない。
- 2 受託者は、当該保険に係る写しを業務担当員に提出し、確認を受けなければならない。

第26 支給材料及び貸与品

- 1 受託者は、委託者から支給材料及び貸与品（以下「支給品等」という。）の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受託者は、支給品等について、その受払状況を記録した帳簿を備え付けなければならない。
- 3 受託者は、業務完了時には、支給材料精算書（「担当要領」様式－6）を業務担当員に提出しなければならない。
- 4 契約書第19条第3項及び同第21条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は業務担当員の指示によるものとする。
- 5 受託者は、契約書第21条第6項に定める不用となった支給品等の返還については、支給材料（貸与品）返納調書（「担当要領」様式－7）を作成し、業務担当員の指示に従うものとする。なお、受託者は、返納が完了するまで支給品等に対する責任を免れることはできないものとする。
- 6 受託者は、支給品等の修理を行う場合、事前に業務担当員の承諾を得なければならない。
- 7 受託者は、支給品等を他の業務及び工事に流用してはならない。
- 8 支給品等の所有権は、受託者が管理する場合でも委託者の帰属するものとする。

第27 現場発生品

受託者は、業務履行によって生じた現場発生品について、現場発生品調書（「担当要領」様式－21）を作成し、設計図書又は業務担当員の指示する場所で、業務担当員に引き渡さなければならない。

なお、引き渡しに要する費用は受託者の負担とする。

第28 道路使用許可

受託者は、業務計画と整合した道路使用許可を受けるとともに、道路使用許可の写しを業務担当員に提出し、確認を受けなければならない。

第29 事故報告

受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合、又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、直ちに業務担当員に報告するとともに、所定の様式に基づき作成した報告書や関係書類等を業務担当員に速やかに提出しなければならない。

第30 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

- 1 受託者は、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。
また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- 2 受託者は、前項後段により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を業務担当員に報告しなければならない。
- 3 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、業務処理計画に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、業務担当員と協議するものとする。

第31 臨機の措置

受託者は、異常降雪、地吹雪、雪崩その他の気象状況等により、交通確保が困難となったときは、直ちに通行規制等の必要な処置を講じ、業務担当員に報告して指示を受けること。

第32 参考図書

本要領に示されていない事項については、下記の基準、指針、示方書に準拠するものとする。

- (1) 土木工事共通仕様書（北海道建設部）
- (2) 道路事業設計要領（北海道建設部土木局道路課）

第33 その他

その他、この要領に定められていない事項については、委託者と受託者が協議して定めることとする。